

医薬品の安定供給のため 「一般名処方」を 推進しています

● 「一般名処方」とは？

処方せんに記載する医薬品名について、「銘柄名」を記載するのではなく、有効成分の名称で記載して処方することを「一般名処方」といいます。

● 「一般名処方」のメリット

保険薬局において、銘柄によらない調剤ができるため、医薬品の供給が不安定な状況においても柔軟に対応でき、患者さんに安定的に薬物治療を供給できます。

当院では、一般名処方を行うことについて、患者さんに十分に説明を行います。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

長期収載品の選定療養について

2024年の診療報酬改定により、2024年10月から長期収載品の選定療養の制度が導入されました。この制度は、患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を選んだ場合に、選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんが負担する仕組みです。

ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象外となります。

ご不明な点は主治医または薬剤師にご相談ください。